

東京学芸大学短期留学プログラム実施要領の一部改正について

改正理由：委員会の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (選考) 第9 前項の入学志願者について、東京学芸大学<u>国際戦略推進本部留学プログラム実施部会</u>（以下「部会」という。）が選考し、受入候補者を決定する。 〔省略〕 附 則 この要領は、平成14年5月9日から施行する。 附 則（平20. 5. 20）（抄） 平成20年4月1日から適用する。 附 則（平22. 6. 7）（抄） 平成22年4月1日から適用する。 附 則（平22. 9. 3）（抄） 平成22年10月1日から適用する。 <u>附 則</u> <u>この要領は、平成26年1月28日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (選考) 第9 前項の入学志願者について、東京学芸大学<u>国際交流委員会短期留学プログラム部会</u>（以下「部会」という。）が選考し、受入候補者を決定する。 〔省略〕 附 則 この要領は、平成14年5月9日から施行する。 附 則（平20. 5. 20）（抄） 平成20年4月1日から適用する。 附 則（平22. 6. 7）（抄） 平成22年4月1日から適用する。 附 則（平22. 9. 3）（抄） 平成22年10月1日から適用する。